

大阪港港湾工事共通仕様書

令和5年4月 改訂版

新旧対比表

大阪港湾局

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	1. 工事請負契約書	工事請負契約書(R4.4月現在版)	工事請負契約書(R5.4 改訂版)	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
2-20	第1章 総則 第2節 施工体制 1-2-1 現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)等	<p>2 前項に規定する現場代理人については、受注者の直接的な雇用関係にある自社社員であるとともに、かつ工事現場の運営、取り締まりが行える知識と経験を有する者を受注者は専任し、他の工事(この場合において、建設業法にきていされる建設工事を含む。)に従事させてはならない(関連工事における随意契約を除く)。また、営業所に置かれる経営業務の管理責任者、営業所に置く専任の技術者でないものとする。</p> <p>3 受注者は、発注者が前項に規定する雇用関係を確認するため、現場代理人について「経歴書」及び「受注者に所属することを証する書面」届出書(公的に雇用関係を証するものの写しを添付する。以下同じ。)を所定様式により作成し、請負契約締結後21日以内に監督職員に提出しなければならない。また、現場代理人を変更したときも同様に提出(変更が生じた日から10日以内)しなければならない。</p> <p><u>(公的書類例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険被保険者証(所属会社が判るもの) 標準報酬決定書 <u>雇用保険における被保険者証</u> <u>雇用保険における被保険者通知書(事業主通知用)</u> 市町村発行特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用) <u>その他、公的書類で雇用が確認できる書類</u> 	<p>2 前項に規定する現場代理人については、受注者の直接的な雇用関係にある自社社員であるとともに、かつ工事現場の運営、取り締まりが行える知識と経験を有する者を受注者は専任し、他の工事(この場合において、建設業法にきていされる建設工事を含む。)に従事させてはならない(関連工事における随意契約を除く)。また、営業所に置かれる経営業務の管理責任者、営業所に置く専任の技術者でないものとする。</p> <p><u>なお、直接的な雇用関係とは、現場代理人とその所属受注者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいう。従って、在籍 outward 者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。</u></p> <p>3 受注者は、発注者が前項に規定する雇用関係を確認するため、現場代理人について「経歴書」及び「受注者に所属することを証する書面」届出書(下記に示す公的に雇用関係を証する書類のいずれかの写しを添付する。以下同じ。)を所定様式により作成し、請負契約締結後21日以内に監督職員に提出しなければならない。また、現場代理人を変更したときも同様に提出(変更が生じた日から10日以内)しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険被保険者証(所属会社の判るもの) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 住民税特別徴収税額通知書・変更通知書 監理技術者資格者証 	<p>「直接的な雇用関係」の文言定義(監理技術者マニュアルの内容に準拠)</p> <p>契約管財局通知に合わせて、直接的な雇用関係を証明する書類から雇用保険関連書類を削除する。(監理技術者等の配置に関する事務取扱要領の内容に準拠)</p>
2-25	第1章 総則 第3節 施工管理 1-3-3	<p>3. 受注者は、施工に先立ち工事現場、又はその周辺の一般通行人等公衆の見易い場所に、工事名、工事内容、工期、発注者名、受注者名を記載した標示板及び諸法令等に定める各標識(建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を含む。)を設置し、工事現場施工完了毎、交通規制(工事に伴う道路占有をいう。)解除毎、又は監督職員の指示がある場合はその都度、速やかに標示板等を撤去しなければならない。ただし、標示板等の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p>	<p>3. 受注者は、施工に先立ち工事現場、又はその周辺の一般通行人等公衆の見易い場所に、工事名、工事内容、工期、発注者名、受注者名を記載した標示板及び諸法令等に定める各標識(建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識、<u>再生資源利用(促進)計画の揭示</u>を含む。)を設置し、工事現場施工完了毎、交通規制(工事に伴う道路占有をいう。)解除毎、又は監督職員の指示がある場合はその都度、速やかに標示板等を撤去しなければならない。ただし、標示板等の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p>	<p>資源有効利用促進法省令の一部改正(令和5年1月1日施行)により再生資源利用促進計画書の揭示を義務付け</p>
2-39	第1章 総則 第5節 検査等、立会及び工事請負代金等の請求 1-5-7 中間技術検査	<p>中間技術検査は、特記仕様書で指定された対象工事に対して行うものとし、1-5-2工事検査に係る共通事項第1項、第2項、第3項及び第5項の各規定を準用する。</p>	<p>中間技術検査は、特記仕様書及び「<u>大阪港湾局請負工事中間技術検査細則</u>」の規定により行うものとし、1-5-2工事検査に係る共通事項第1項、第2項、第3項及び第5項の各規定を準用する。</p>	<p>監査指摘による大阪港湾局請負工事中間技術検査細則の改訂に伴い文言整理</p>

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
3-S	適用範囲	1. この写真管理基準は、施工管理基準5.(3)4.に定める工事写真(電子媒体によるものを含む)の撮影に適用する。	1. この写真管理基準は、施工管理基準5.(3)4.及び大阪港港湾工事共通仕様書第1章総則1-4-7に定める工事写真(電子媒体によるものを含む)の撮影に適用する。	警戒船について総則で撮影を求めているが、写真管理基準に記載がなかったため、追記する。
3-S-目1	3-S-目1		4. 安全管理 4-1 警戒船配置3-S-27	目次 項追加
3-S-27			項の追加	警戒船について総則で撮影を求めているが、写真管理基準に工種がなかったため、追記する。

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
4.提出書類の様式 ①工事着手前の提出書類	①工事着手前の提出書類 9	内容 健康保険被保険者証、 <u>雇用保険被保険者通知書</u> 、住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	内容 健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	受注者に属する事を証する書面の厳格化
	①工事着手前の提出書類 34	内容 受注者及び下請人等(ただし、 <u>契約金額500万円未満のものは除く。</u>)は暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明しあつて誓約書を提出すること。	内容 受注者及び下請人等は暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明しあつて誓約書を提出すること。	誓約書(暴排条例)の徴収要件変更に伴い金額の撤廃
	様式1-9	(注) 2 貼付書面として、資格者証または、健康保険被保険者証、 <u>雇用保険被保険者通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書</u> 等に記載された所属受注者名及び交付日により雇用関係が確認できるものの写し。	(注) 2 貼付書面として、資格者証または、健康保険被保険者証(<u>所属会社の判るもの</u>)、 <u>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(標準報酬決定通知書)</u> 、 <u>住民税特別徴収税額通知書・変更通知書(市区町村発行特別徴収税額通知書)</u> 等に記載された所属受注者名及び交付日により雇用関係が確認できるものの写し。 <u>4 現場代理人については直接的な雇用関係にある者とする。</u>	雇用関係を確認する書類の厳格化にともなう変更
	様式1-30(元請用)	5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請人等を使用する場合は、これら下請負人等(ただし、 <u>契約金額500万円未のものは除く。</u>)から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。	5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。	誓約書(暴排条例)の徴収要件変更に伴い金額の撤廃
	様式1-30(下請用)	5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請人等を使用する場合は、これら下請負人等(ただし、 <u>契約金額500万円未のものは除く。</u>)から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を大阪市に提出します。	5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請人等を使用する場合は、これら下請負人等(ただし、 <u>契約金額500万円未のものは除く。</u>)から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を大阪市に提出します。	誓約書(暴排条例)の徴収要件変更に伴い金額の撤廃

現 行

①工事着手前の提出書類

番号	書 類 名	提出 部数	様式	内 容	提 出 先	提出期限
1	請負代金内訳書	1	1-1	工事請負契約書第4条による。	設計担当	契約締結後 21日以内 (変更後21日 以内)
2	工事着手通知書	1	1-2		監督担当	〃
3	労災保険加入証明書	1	1-3		〃	契約締結後 21日以内 (工期延期は 変更後10日 以内)
4	工程表	1	1-4	工事請負契約書第4条による。	〃	契約締結後 21日以内
5	現場代理人及び 主任技術者 監理技術者 管理技術者補佐 専門技術者 通知書(当初・変更)	1	1-5	工事請負契約書第11条による。 監理技術者は下請負契約金額(税込)4,000万円以上(建築一式では6,000万円以上)の場合主任技術者に代わって定める。専門技術者は当該工事にかかる専門工事を施工する場合に定める。	〃	契約締結後 21日以内 (変更)につ いては変更後 10日以内
6	現場代理人等変更通知書	1	1-6	現場代理人等の変更が生じた場合に 変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日 以内
7	現場代理人 主任技術者 監理技術者 監理技術者 補佐 専門技術者 経歴書(当初・変更)	1	1-7	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後 21日以内 (変更)につ いては変更後 10日以内
8	「監理技術者資格者証」 「監理技術者講習修了履 歴」届出書(当初・変更)	1	1-8	建設業法第26条第5項による。	〃	〃
9	「受注者に所属すること を証する書面」届出書 (当初・変更)	1	1-9	健康保険被保険者証、 雇用保険被 保険者通知書 、住民税特別徴収税 額通知書等により雇用関係が確認 できるものの写しを添付する。	〃	〃
10	下請負契約通知書	1	1-10	施工体制台帳及び施工体系図並び に下請契約書(写)を添付する。	〃	下請契約締結 後10日以内
11	下請負契約変更通知書	1	1-11	下請負契約の変更が生じた場合に 変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日 以内
12	施工体制台帳 作業員名簿	1	1-12 1-13 1-14	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1 章総則1-2-3による。下請負 契約金額にかかわらず作成する。	監督担当	下請契約締結 後10日以内 (変更)につ いては変更後 10日以内

改 訂

①工事着手前の提出書類

番号	書 類 名	提出 部数	様式	内 容	提 出 先	提出期限
1	請負代金内訳書	1	1-1	工事請負契約書第4条による。	設計担当	契約締結後 21日以内 (変更後21日 以内)
2	工事着手通知書	1	1-2		監督担当	〃
3	労災保険加入証明書	1	1-3		〃	契約締結後 21日以内 (工期延期は 変更後10日 以内)
4	工程表	1	1-4	工事請負契約書第4条による。	〃	契約締結後 21日以内
5	現場代理人及び 主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者 通知書(当初・変更)	1	1-5	工事請負契約書第11条による。 監理技術者は下請負契約金額(税込)4,000万円以上(建築一式では6,000万円以上)の場合主任技術者に代わって定める。専門技術者は当該工事にかかる専門工事を施工する場合に定める。	〃	契約締結後 21日以内 (変更)につ いては変更後 10日以内
6	現場代理人等変更通知書	1	1-6	現場代理人等の変更が生じた場合に 変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日 以内
7	現場代理人 主任技術者 監理技術者 監理技術者 補佐 専門技術者 経歴書(当初・変更)	1	1-7	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後 21日以内 (変更)につ いては変更後 10日以内
8	「監理技術者資格者証」 「監理技術者講習修了履 歴」届出書(当初・変更)	1	1-8	建設業法第26条第5項による。	〃	〃
9	「受注者に所属すること を証する書面」届出書 (当初・変更)	1	1-9	健康保険被保険者証、住民税特別 徴収税額通知書等により雇用関係 が確認できるものの写しを添付す る。	〃	〃
10	下請負契約通知書	1	1-10	施工体制台帳及び施工体系図並び に下請契約書(写)を添付する。	〃	下請契約締結 後10日以内
11	下請負契約変更通知書	1	1-11	下請負契約の変更が生じた場合に 変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日 以内
12	施工体制台帳 作業員名簿	1	1-12 1-13 1-14	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1 章総則1-2-3による。下請負 契約金額にかかわらず作成する。	〃	下請契約締結 後10日以内 (変更)につ いては変更後 10日以内

現 行

①工事着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	内 容	提出先	提出期限
13	再下請負通知書	1	1-14	下請業者（一次下請以降）が再下請負を行う場合、施工体制台帳と併せて提出する。	〃	下請契約締結後10日以内（変更）については変更後10日以内
14	施工体系図	1	1-15 1-16	下請負契約金額にかかわらず作成する。	〃	〃
15	工事担当技術者台帳	1	1-17	下請総額にかかわらず作成する。施工体系図と同じ配列とし、添付する写真は、カラー写真にて顔が明確に判別できるもの。	〃	〃 (下請負が無い場合は契約締結後21日以内（変更）については変更後10日以内)
16	(工事实績情報サービス(CORINS)) 登録のための確認のお願い	1	指定	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-1-7による。登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出し、監督職員の確認を受ける。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く10日以内
17	(工事实績情報サービス(CORINS)) 登録内容確認書	1	指定	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-1-7による。登録後、登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出する。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く10日以内
18	緊急連絡先通知書	1	1-18	緊急時における連絡先を作成し提出する。	〃	契約締結後21日以内（変更）については変更後10日以内
19	建設業退職金共済制度共済証紙購入枚数説明書(掛金収納書含む)	1	1-19 1-20	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-1-32による。	〃	契約締結後1か月以内 (変更)については変更後10日以内
20	施工計画書	2	自由	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-1-6による。	〃	工事着手する15日前まで
21	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	1	指定	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-3-1による。データも提出すること。契約金額（設計変更含む）が100万円以上の全ての請負工事。	〃	〃
22	工事打合せ簿	2	1-21	発注者と受注者の間で、指示・通知・協議・承諾・報告・提出等ととりかわす書面。	〃	打合せの都度
23	現場立会書	1	1-22	箇所指定のない工事で、現場立会で箇所決定したものを提出する。	〃	現場立会后速やかに

改 訂

①工事着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	内 容	提出先	提出期限
13	再下請負通知書	1	1-15	下請業者（一次下請以降）が再下請負を行う場合、施工体制台帳と併せて提出する。	監督担当	下請契約締結後10日以内（変更）については変更後10日以内
14	施工体系図	1	1-16 1-17	下請負契約金額にかかわらず作成する。	〃	〃
15	工事担当技術者台帳	1	1-18	下請総額にかかわらず作成する。施工体系図と同じ配列とし、添付する写真は、カラー写真にて顔が明確に判別できるもの。	〃	〃 (下請負が無い場合は契約締結後21日以内（変更）については変更後10日以内)
16	(工事实績情報サービス(CORINS)) 登録のための確認のお願い	1	指定	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-1-7による。登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出し、監督職員の確認を受ける。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く10日以内
17	(工事实績情報サービス(CORINS)) 登録内容確認書	1	指定	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-1-7による。登録後、登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出する。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く10日以内
18	緊急連絡先通知書	1	1-19	緊急時における連絡先を作成し提出する。	〃	契約締結後21日以内（変更）については変更後10日以内
19	建設業退職金共済制度共済証紙購入枚数説明書(掛金収納書含む)	1	1-20 1-21	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-1-32による。	〃	契約締結後1か月以内 (変更)については変更後10日以内
20	施工計画書	2	自由	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-1-6による。	〃	工事着手する15日前まで
21	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	1	指定	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-3-1による。データも提出すること。契約金額（設計変更含む）が100万円以上の全ての請負工事。	〃	〃
22	工事打合せ簿	2	1-22	発注者と受注者の間で、指示・通知・協議・承諾・報告・提出等ととりかわす書面。	〃	打合せの都度
23	現場立会書	1	1-23	箇所指定のない工事で、現場立会で箇所決定したものを提出する。	〃	現場立会后速やかに

現 行

①工事着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	内 容	提出先	提出期限
24	鋼桁製品等の製作要領書	1	自由	鋼桁等の製作について、その要領を詳細に記載すること。	監督担当 (設計担当)	現場立会后速やかに
25	鋼桁等の架設要領書	1	自由	鋼桁等の架設工法についてその要領を詳細に記載すること。これは施工計画書に含む場合もある。	監督担当	事前確認を受ける時
26	工事使用材料一覧表	1	1-23	「大阪港港湾工事共通仕様書」第2章材料2-1-2による。	〃	事前承諾を受ける時
27	使用材料承諾願	2	1-24	〃	〃	〃
28	承諾願	2	1-25	設計図書に基づき施工(製作)するために提出する。なお、詳細図面を添付すること。	〃	〃
29	施工承諾願	2	1-26	受注者の理由により、施工方法を変更する場合、施工前に提出する。	〃	〃
30	各種事前調査資料	1	自由	監督職員が必要と認め指示したもの及び設計図書で施工前の事前調査事項として提出を指示しているもの。	〃	調査完了後速やかに
31	工事等前払金申請書	1	1-27	請求書、前払金保証の保証証書(正・副本)の3点を添付する。	〃	保証証書を発注者に寄託後
32	工事履行報告書	1	1-28	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-1-18による。	〃	契約締結後21日以内
33	酸素欠乏症等危険作業計画書		有	大阪市建設局「工事請負共通仕様書(添付資料)」参照。施工計画書に添付する。	監督担当	監督職員の指示による。
34	誓約書(大阪市暴力団排除条例)	1	1-29	受注者及び下請負人等(ただし、 契約金額500万円未満のものは除く。)は暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督担当 (契約管財局)	契約締結後(契約管財局宛) 下請契約締結後速やかに
35	現場代理人の常駐主任技術者の専任監理技術者の専任を要しない期間について(当初・変更)	1	1-30	工事請負契約書第11条第3項及び「監理技術者制度運用マニュアル」による。工事における常駐等を要しないこととする場合は、監督職員と協議のうえ提出する。	〃	監督職員の指示による
36	現場代理人の兼務承諾願	1	1-31	工事における常駐等を要しないこととする場合で、兼務する他の工事がある場合に提出する。	〃	監督職員の指示による
37	社会保険未加入状況報告書	1	1-32	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-1-37による。	〃	下請契約締結後10日以内

改 訂

①工事着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	内 容	提出先	提出期限
24	鋼桁製品等の製作要領書	1	自由	鋼桁等の製作について、その要領を詳細に記載すること。	監督担当 (設計担当)	現場立会后速やかに
25	鋼桁等の架設要領書	1	自由	鋼桁等の架設工法についてその要領を詳細に記載すること。これは施工計画書に含む場合もある。	監督担当	事前確認を受ける時
26	工事使用材料一覧表	1	1-24	「大阪港港湾工事共通仕様書」第2章材料2-1-2による。	〃	事前承諾を受ける時
27	使用材料承諾願	2	1-25	〃	〃	〃
28	承諾願	2	1-26	設計図書に基づき施工(製作)するために提出する。なお、詳細図面を添付すること。	〃	〃
29	施工承諾願	2	1-27	受注者の理由により、施工方法を変更する場合、施工前に提出する。	〃	〃
30	各種事前調査資料	1	自由	監督職員が必要と認め指示したもの及び設計図書で施工前の事前調査事項として提出を指示しているもの。	〃	調査完了後速やかに
31	工事等前払金申請書	1	1-28	請求書、前払金保証の保証証書(正・副本)の3点を添付する。	〃	保証証書を発注者に寄託後
32	工事履行報告書	1	1-29	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-1-18による。	〃	契約締結後21日以内
33	酸素欠乏症等危険作業計画書		有	大阪市建設局「工事請負共通仕様書(添付資料)」参照。施工計画書に添付する。	〃	監督職員の指示による。
34	誓約書(大阪市暴力団排除条例)	1	1-30	受注者及び下請負人等は暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督担当 (契約管財局)	契約締結後(契約管財局宛) 下請契約締結後速やかに
35	現場代理人の常駐主任技術者の専任監理技術者の専任を要しない期間について(当初・変更)	1	1-31	工事請負契約書第11条第3項及び「監理技術者制度運用マニュアル」による。工事における常駐等を要しないこととする場合は、監督職員と協議のうえ提出する。	〃	監督職員の指示による
36	現場代理人の兼務承諾願	1	1-32	工事における常駐等を要しないこととする場合で、兼務する他の工事がある場合に提出する。	〃	監督職員の指示による
37	社会保険未加入状況報告書	1	1-33	「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-1-37による。	〃	下請契約締結後10日以内

現 行

①工事着手前の提出書類

番号	書 類 名	提出 部数	様式	内 容	提 出 先	提出期限
38	建設発生土等処理関係書類一式 土砂搬入許可証・ 車両登録依頼書 交付申請書	1	A	現場発生土の処分地への土砂搬入 に必要な許可証の交付申請書	監督担当	工事着手14日 前まで
	土砂搬入車両登録 予定一覧表	1	B	土砂搬入に使用予定の車両番号を 登録する。	〃	〃
	土砂搬入許可証・ 車両登録依頼書 受領書	1	C	現場発生土の処分地への土砂搬入 に必要な許可証の受領書	〃	土砂搬入許可 書・車両登録 依頼書 受領時
	搬入券交付申請書 (浚渫土砂・陸上 土砂)	1	D	処分地の土砂搬入に必要な搬入券 の交付申請書	〃	工事着手 1か月前まで
	搬入券受領書(浚渫 土砂・陸上土砂)	1	E	処分地の土砂搬入に必要な搬入券 の受領書	〃	搬入券受領時

改 訂

①工事着手前の提出書類

番号	書 類 名	提出 部数	様式	内 容	提 出 先	提出期限
38	建設発生土等処理関係書類一式 土砂搬入許可証・ 車両登録依頼書 交付申請書	1	A	現場発生土の処分地への土砂搬入 に必要な許可証の交付申請書	監督担当	工事着手14日 前まで
	土砂搬入車両登録 予定一覧表	1	B	土砂搬入に使用予定の車両番号を 登録する。	〃	〃
	土砂搬入許可証・ 車両登録依頼書 受領書	1	C	現場発生土の処分地への土砂搬入 に必要な許可証の受領書	〃	土砂搬入許可 書・車両登録 依頼書 受領時
	搬入券交付申請書 (浚渫土砂・陸上 土砂)	1	D	処分地の土砂搬入に必要な搬入券 の交付申請書	〃	工事着手 1か月前まで
	搬入券受領書(浚渫 土砂・陸上土砂)	1	E	処分地の土砂搬入に必要な搬入券 の受領書	〃	搬入券受領時

「受注者に所属することを証する書面」届出書(当初・変更)

令和 年 月 日	
大 阪 市 長 様	
受 注 者	所 在 地 商号または名称 代 表 者 名
〔 下 請 業 者 専門技術者が 下請業者の場合 〕	所 在 地 商号または名称 代 表 者 名
主任技術者等が当該受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることの証明を提出します。	
工 事 名 称	請 求 番 号 第 号
契 約 締 結 日	完 成 期 限
令和 年 月 日	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 <input type="checkbox"/> 専門技術者	

- (注) 1 □内には、該当する項目にレを記入してください。
- 2 貼付書面として、資格者証または、健康保険被保険者証、雇用保険被保険者通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等に記載された所属受注者名及び交付日より雇用関係が確認できるものの写し。
- 3 現場代理人、主任技術者等の同一性の把握は、運転免許証等で氏名と生年月日と住所を確認できるものを提示。

「受注者に所属することを証する書面」届出書(当初・変更)

令和 年 月 日	
大 阪 市 長 様	
受 注 者	所 在 地 商号または名称 代 表 者 名
〔 下 請 業 者 専門技術者が 下請業者の場合 〕	所 在 地 商号または名称 代 表 者 名
主任技術者等が当該受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることの証明を提出します。	
工 事 名 称	請 求 番 号 第 号
契 約 締 結 日	完 成 期 限
令和 年 月 日	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 <input type="checkbox"/> 専門技術者	

- (注) 1 □内には、該当する項目にレを記入してください。
- 2 貼付書面として、資格者証または、健康保険被保険者証(所属会社の判るもの)、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(標準報酬決定通知書)、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書(市区町村発行特別徴収税額通知書)等に記載された所属受注者名及び交付日より雇用関係が確認できるものの写し。
- 3 現場代理人、主任技術者等の同一性の把握は、運転免許証等で氏名と生年月日と住所を確認できるものを提示。
- 4 現場代理人については直接的な雇用関係にある者とする。

現 行

様式 1-30 (元請用)

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名
生年月日
受任者名

本市に届けている使用印を
押印してください。

使用印

年 月 日生

受任者がいる場合は、
受任者名を記載して
ください。

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

改 訂

様式 1-30 (元請用)

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名
生年月日
受任者名

本市に届けている使用印を
押印してください。

使用印

年 月 日生

受任者がいる場合は、
受任者名を記載して
ください。

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

現 行

様式 1 - 30 (下請用)
令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名 印
生 年 月 日 年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

契約の相手方：

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて大阪市へ提出されること及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

改 訂

様式 1 - 30 (下請用)
令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名 印
生 年 月 日 年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

契約の相手方：

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて大阪市へ提出されること及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。